

# 地域再犯防止推進モデル事業成果報告書

## **1 事業実施団体名**

兵庫県

## **2 事業名称**

障害者・高齢者の地域立ち直り支援事業

## **3 事業の目的**

罪を犯して起訴猶予処分等を受けた障害者・高齢者に対し、釈放後、地域住民の一人として安定した環境で地域生活を送ることができるよう、兵庫県弁護士会と協働、検察庁や保護観察所等法務省関係機関と必要に応じて連携し、対象者を必要な福祉サービスに円滑につなげるための支援事業を推進し、もって再犯防止、安心・安全な地域社会の実現に資することを目的とする。

## **4 事業実施の背景**

- (1) 現在、矯正施設（刑務所及び少年院等）を退所（院）等した、障害のある人や高齢者に対する支援として、厚生労働省事業（地域生活定着支援事業）が全都道府県で実施されており、その再犯率は事業実施前に比べ大きく低下している。
- (2) 一方、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、起訴猶予者等への支援が求められている中で、障害のある人や認知症の可能性のある高齢者で釈放後福祉サービスを必要とすると考えられる起訴猶予者等は相当数存在するが、起訴猶予者など刑事司法の入口段階からの支援（入口支援）については、担当弁護士は福祉の専門家でないため、福祉サービスへつなげることは難しく、支援体制等の仕組みは十分に整備されていなかった。
- (3) そのため、矯正施設退所者と同様に、罪を犯して起訴猶予処分等を受けた障害者・高齢者に対しても釈放後、必要な福祉サービスにつなぐための支援体制の整備が課題であった。

## 5 取組実績

兵庫県地域生活定着支援センターを運営する社会福祉法人みつみ福祉会が実施主体となり、精神保健福祉士及び社会福祉士2名を相談員として配置し、兵庫県弁護士会や保護観察所等からの依頼に基づき、起訴猶予及び執行猶予となった者のうち、障害又は高齢であり福祉的支援が必要な者に対して、以下の取組を実施した。

### ■ 取組内容①

釈放後、直ちに必要とする福祉サービス等につなげるため、支援対象者との面談等により福祉サービスのニーズを把握し、帰住地市町との調整を実施した。(コーディネート)

事業実施主体：社会福祉法人みつみ福祉会

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
コーディネートを実施した支援対象者数	人	目標	10	25	25	R2.10～：3人
		実績	15	29	29	

### ■ 取組内容②

支援対象者の受入先施設等の調整の協力又はフォローアップを実施した。(フォローアップ)

事業実施主体：社会福祉法人みつみ福祉会

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
フォローアップを実施した支援対象者数	人	目標	2	10	15	R2.10～：2人
		実績	31	42	29	

### ■ 取組内容③

社会福祉施設を利用している者に関して、利用先施設に対して必要に応じて助言を実施したとともに、釈放後、支援対象者本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を実施した。(相談支援)

事業実施主体：社会福祉法人みつみ福祉会

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
相談支援を実施した支援対象者数	人	目標	2	10	20	R2.10～：6人
		実績	16	34	9	

## 6 成果

### (1) 成果目標達成状況

成果指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
①新規支援対象者数	人	目標	10	25	25	R2.10～：11人
		実績	36	64	41	
②本人が希望する帰住地行政へつなぐことができた人数	人	目標	9	23	23	R2.10～：8人
		実績	21	35	17	

#### ※ 成果指標設定理由

地域住民の一人として安定した環境で地域生活を送ることができるよう、希望する帰住地で、必要な福祉サービスに円滑につなぐことを目的とする。

##### 成果指標①：

検察に送検されてから起訴猶予処分等を受ける2週間～20日の間で調整を行うため、約2件/月を目標とする。

##### 成果指標②：

現在、兵庫県では、満期出所者に対して本事業内容と同様の支援を行っており、希望する帰住地行政へつなぐことができた割合は約85%となっていることから、それを上回る90%を目標とする。

### (2) 成果指標以外の成果

- ① 兵庫県県弁護士会と協働し、触法障害者等の弁護・支援に係るプロジェクトチームを運営するとともに、対象者を短期間で効率的な支援につなげるべく、接見弁護人からの情報収集を目的とした「入口支援に係るチェックシート」を作成した。
- ② 神戸地方検察庁、神戸保護観察所、兵庫県警察、矯正施設、神戸少年鑑別所、大阪矯正管区等の関係機関との連絡協議会を実施し、事業の実施状況などについて協議・調整を行い、情報共有を図った。
- ③ 福祉サービスを受けるためには医療の診断を要するケースについて、できるだけ早期から手続き等を開始することにより、社会復帰後速やかに福祉サービスにつなげることを目的として、障害や疾病が疑われる被疑者被告人に対し、担当弁護士等と共に精神科医が訪問・面談を行い、意見を求めた。

### (3) 最終成果物

兵庫県地域生活定着支援センター案内パンフレット

(業務内容として、障害者・高齢者の地域立ち直り支援事業を記載)

## **7 効果検証実施結果**

### **(1) 効果検証実施方法**

障害者・高齢者の地域立ち直り支援

- ① 罪を犯して起訴猶予処分等を受けた障害者・高齢者の地域立ち直り支援の活動目標及び成果目標の達成要因を分析するため、以下の項目について整理し、各項目が目標の達成成否に与えた影響を分析する。

#### **【支援対象者の情報収集】**

- ・対象者の属性
- ・対象者の障害疑い
- ・対象者の障害手帳の有無
- ・支援者の有無
- ・釈放後の居所の有無

#### **【弁護士との連携】**

- ・「入口支援に係るチェックシート」の有無
- ・同行の有無（面会・調整等）

#### **【検察との連携】**

- ・拘置所での面会数
- ・特別面会の有無
- ・入口支援に係るチェックシートの有無

#### **【帰住地行政との連携】**

- ・行政協力の可否及び状況
- ・個人情報の提供有無

### **(2) 効果検証実施結果**

## **8 他の地方公共団体が事業を実施する上での参考事項**